

Editorial

今月号の特集について

高鳥毛敏雄

関西大学社会安全学部 教授

2020年1月に中国武漢において発生したCOVID-19は爆発的に流行し、そのすさまじさを私たちは日々目にする事となりました。その直後の2月1日に大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の乗船客に感染者がいたことが判明し、船は横浜港に停留させられました。ウイルスの性状や感染力がまだ分かっておらず、しかも治療薬やワクチンが存在していない中、想定を超える感染者の発生があり、国と神奈川県は「局地災害」として対応しています。しかし、その対応に際しては、災害に関する法制度を適用することなく、感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用しました。その後、感染者数の流行波は次第に大きなものとなっていましたが、依然として特措法に基づく緊急事態宣言、まん延防止等重点措置だけで対処してきています。

ダイヤモンド・プリンセス号から2年目の2022年1月にはオミクロン株により感染者数が一気に激増しましたが、ワクチン接種の広がりや医薬品の備え、また国民の理解と対応力の向上もあり、感染者数が著しく増加したにもかかわらず、2022年5月現在、重症者、死亡者の発生率は低く、次第に落ち着きを取り戻してきています。

近年、防災領域において、その対策の方向性を、科学技術の力で被害拡大をねじ伏せることに置いてきたことを改め、あらかじめ災害が起きることを想定し、人的被害を最小限とする社会システムを整えることに力が注がれるようになってきています。「防災」「減災」「縮災」ということです。これはすなわち、防災分野と公衆衛生分野の目標がとても近くなってきていることを意味しています。しかし、わが国の災害対策の中に「パンデミック」はいまだ含まれていません。COVID-19の流行下においても豪雨、台風などの災害が発生しています。国民の生命や健康を脅かす危害から国民を保護するためには自然災害とパンデミックとを区分して対応するのではなく総合的に対処する体制とする必要があります。

想定外のマルチハザードへの対処には日頃から災害対策と公衆衛生対策の分野の関係者の意思疎通と連携強化が必要です。そこで今月号は、COVID-19パンデミックを災害の専門家はどうか捉えているのか、災害として対処した場合にどのような可能性や課題があったのかについて、ご教示いただくことにしました。

近年、想定を超える自然災害が発生しており、これに対応するためには現在の災害対策はまだ十分なものとはなっていない現状にあります。公衆衛生領域においても、災害領域で蓄積されてきたノウハウや仕組みを取り込み、国民の生命と健康を守る対策や活動をさらに発展させていくことが求められています。本特集がその一助となることを期待しています。